令和2年度 第3回理事会の開催

令和2年度 第3回理事会が令和2年12月16日,明治記念館「鳳凰の間」及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として、1議案について諮られ、可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について、説明、報告が行われた。第3回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和2年度 第3回理事会の議事概要

I 日 時:令和2年12月16日(水) 14:00~17:00

Ⅱ 場 所:明治記念館「鳳凰の間」

■ 出席者:(*はオンラインによる出席者)

【会 長】 藏内勇夫

【副会長】砂原和文*

村中志朗

境 政人 (兼専務理事)

【地区理事】 髙橋 徹(北海道地区)

浦山良雄 (東北地区)*

鳥海 弘 (関東地区)*

安田辰巳 (東京地区)

宫野浩一郎 (中部地区)*

玉井公宏 (近畿地区)*

木原敏博(中国地区)*

篠原公七 (四国地区)

草場治雄 (九州地区)*

【職域理事】 佐藤れえ子 (学術・教育・研究)*

西川治彦 (産業動物臨床)*

大林清幸 (小動物臨床)*

横尾 彰 (家畜共済)

仲山美樹子 (家畜防疫・衛生)*

加地祥文(公衆衛生)

佐伯 潤 (動物福祉・愛護)

栗本まさ子 (特任)

【監事】 宇佐美 晃*

小山田富弥*

柴山隆史*

【助 言 者】 酒井健夫 (顧問)

Ⅳ 議 事:

【決議事項】

第1号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

- 1 中間監査結果の報告に関する件
- 2 令和2年豪雨に関する件
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- 4 動物愛護週間中央行事及び 2020 動物感謝デーin

JAPAN "World Veterinary Day" 代替企画に関する件

- 5 政策提言活動等に関する件
- 6 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討 状況に関する件
- 7 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義 務化に伴う指定登録機関の指定要件等に関する件
- 8 内閣府における地方分権改革への提案募集事項「家 畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間 獣医師による実施を可能とすること」に関する件
- 9 部会委員会に関する件
- 10 「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」の設置に関する件
- 11 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件
- 12 第42回アジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議 の報告及び第22回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大 会の開催に関する件
- 13 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)
- 14 その他

【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、 本理事会が成立することが報告され、開会した.

【会長挨拶】

1 冒頭. 藏内会長から大要次の挨拶がなされた.

「この1年、各位におかれては新型コロナウイルス感染症の惨禍の中、大変なご苦労を重ねてこられた.特に、地方獣医師会においては、新型コロナだけではなく、鳥インフルエンザや豚熱等の感染症がまん延している中で、本会としっかり連携を取って感染症対策等にご尽力いただき厚く御礼を申し上げる.

本日午前中に、3名の監事により中間監査を行っていただいたが、今般の新型コロナ等の問題で、狂犬病予防注射の接種率の低下が顕著な地方獣医師会もあると伺っており、今後とも地方獣医師会との情報共有、連携に努め、コロナ禍に打ち勝つという強い気持ちで社会貢献へ

の取組みを推進したいと考えている.

12月14日に竹下 亘 衆議院議員が会長を務める世界環境行動会議(GEA)が開催され、これまで One Health の活動に取り組んでいる。日本医師会会長と共に私がこの会議の顧問として参加させていただいた。当日は、天皇・皇后両陛下、菅総理大臣がご臨席され、それぞれご挨拶の際、本会の One Health 活動の理念である人と動物の健康を守り、地球環境を保全しなければならない旨述べられたことを受け、本会活動のさらなる推進について意を強くしたところである。

また、福岡県では、12月18日に福岡県 One Health 推進基本条例が県議会で可決する見通しである。この条例は、まさしく本会の理念を基本とし、One Health センター等の拠点施設の設置、One Health 推進のための県民や市町村長の役割などを明確に記している。本条例を梃子に、地方から全国へと One Health 活動が広まることを期待している。

本会ではこの1年間、厳しい状況の中で、獣医師の処遇改善や女性獣医師の活躍推進、災害時の対応、獣医学教育の充実・改善等に取り組んできた。国際交流事業における本年度のアジア地域臨床獣医師等総合研修事業の研修生の受入れについては、中止せざるを得なかった。しかしながら、10月16日に開かれたアジア地区獣医師会連合会(FAVA)代表者会議において、私が副会長に就任させていただくこととなった。引き続き、さまざまな立場から日本獣医師会の活動をアジアへ広めていきたいと思っている。

本日は、限られた時間であり、ウェブを併用した会議 であるが、忌憚のないご意見をお寄せいただくようお願 い申し上げ、挨拶に代えさせていただきたい.」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【決議事項】

第1号議案 賛助会員入会に関する件

境副会長兼専務理事から、入会申込みのあった学生個 人会員1名について入会の可否が諮られ、意義なく可決 された.

【説明・報告事項】

1 中間監査結果の報告に関する件

柴山監事から、監査報告(令和2年4月1日から令和2年9月30日までの令和2年度上半期終了時における理事の職務の執行状況)として、次のとおり説明がなされた。

①理事及び使用人等と意思疎通を図り,情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに,理事会その他重要な会議に出席し,理事及び使用人等からその職務執行

状況について報告を受け,必要に応じ説明を求め,重要 な決裁書類等を閲覧し,業務及び財産の状況を調査した.

- ②当該事業年度上半期に係る事業報告,会計帳簿また は関係資料の調査による当該事業年度上半期に係る計算 書類を検討した.
- ③事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。計算書類は法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において、適正に示しているものと認める旨報告された。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初の事業計画のうち、やむなく中止となった事業があり、本年度は予算執行や監査も例年と単純に同視比較することができない。
- ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い,事務局が在宅勤務体制やテレワーク等のオンライン環境の整備を早期に整え,これらの事案に政府系助成事業の活用で対応した点を評価したい.
- ⑤動物感謝デー屋外イベント中止による日本獣医学生協会主催の代替案「学びの秋! お家で聞ける獣医師の世界」への共催は、将来獣医師を目指す学生たちに現場を理解してもらうことにつながり、就職後のミスマッチによる離職防止対策としても有効である.
- ⑥国の機関により開催された会議での本会関係者の発言などを捉えて、本会役職者の複数名に対して個人を特定し、攻撃・誹謗中傷して、業務妨害に当たるような事態までもが認められた。公的な場において組織の代弁者となる立場の者を組織的に守る手立てを講じる必要があり、法的手段も含めた検討を考慮いただきたい。
- ⑦地区学会の開催などについては、感染対策や協賛業者の減少を背景に、ますます運営が厳しい状況となっている。義務として会費を納めている地方会への支援策を合わせて検討する必要がある。
- ⑧ウェブによる会議と対面の会議開催については、メリット・デメリットを十分に検討してバランスを考慮するようお願いする.

2 令和2年豪雨に関する件

境副会長兼専務理事から、本年の豪雨・台風災害による被災動物救護活動等に対する支援金の募集について、8月末に支援要請を行い、11月25日までに273万8,000円余りの支援金をいただいた。しかし、被害額を賄うにはまだ不足している状況であることから、12月4日付け事務連絡により令和2年度中の支援継続について要請した旨の説明がなされた。

3 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

境副会長兼専務理事から, ①新型コロナウイルス感染

症を踏まえた狂犬病予防注射の実施について、②本会における新型コロナウイルスに対する対応方針と委員会等のウェブ活用の開催における留意点、③年末年始に向けた政府からの提案内容が以下のとおり説明された.

①については、現場での感染防疫措置が十分に取られるように、予防注射を再開するにあたっての留意事項をとりまとめて通知した。さらに、省令改正により狂犬病予防注射実施期間を12月末まで延長している件で、厚生労働省結核感染症課長通知(9月17日付け)の発出を依頼し、冬場のインフルエンザ等の感染症流行の懸念から、予防注射未実施の市町村における早急な対応を促した。

②本会事務局の新型コロナへの対応として、衛生管理(マスクの使用、アルコール消毒等)の徹底や自己管理(風邪症状が出た場合の速やかな受診等)、テレワーク対応及び時差出勤の継続を実施している。各種会議等の開催については、コロナ禍においても有意義な議論の場を設けるべく、ウェブを活用しつつも、対面開催を原則としている。前回から改正した点として、万が一、事務局内で感染事例が発生した場合、事務局の即時閉鎖ではなく、保健所等の指導のもとで適宜対応するようにした。

③新型コロナウイルス感染症対策分科会より, 年末年始に向けて, 日程を分散して休暇を取得すること, 感染リスクが高まる5つの場面(飲酒を伴う懇親会等, 大人数や長時間に及ぶ飲食, マスクなしでの会話, 狭い空間での共同生活, 居場所の切り替わり), 感染リスクを下げなら会食を楽しむ工夫等が提言されている. 提言内容だけでなく, 接触確認アプリ(COCOA)の活用など, 国民一人一人が感染リスクを下げる努力に取り組まなければならない.

4 動物愛護週間中央行事及び 2020 動物感謝デーin JAPAN"World Veterinary Day"代替企画に関する件

境副会長兼専務理事から, 新型コロナウイルス感染拡 大により、①動物愛護週間中央行事の屋外行事及び動物 感謝デーが中止となったこと、②中央行事の屋内行事は オンライン配信により開催されたこと、③例年、同行事 内で行われている日本動物児童文学賞受賞作品の表彰式 は行われず作品紹介のみ (賞状及び副賞等を別途贈呈) となったこと (実施結果詳細は、日獣会誌 第73巻11 号に掲載。)、④中止となった動物感謝デーの代替企画と して、日本獣医学生協会(JAVS)よりオンラインセミ ナー「学びの秋! お家で聞ける獣医師の世界」の開催 が提案され、本会が開催支援を行ったこと(同じく日獣 会誌 第73巻11号に開催報告を掲載.), ⑤動物感謝デー 中止に伴い発生したキャンセル料については、業者と事 務局との交渉により、本来 130 万円かかるところを 54 万 4,500 円まで大幅に抑えることができたことが報告さ れた.

5 政策提言活動等に関する件

境副会長兼専務理事から、①「公務員獣医師の処遇改善に関する要請活動について」(令和2年9月30日付け2日獣発第143号)による地方会への協力依頼、本会会長と各地方獣医師会会長の連名の様式による各都道府県の知事及び人事委員会への要請活動について、②令和2年11月5日の公明党の獣医師・動物看護師議員懇話会及び11月27日、12月2日の自由民主党の獣医師問題議員連盟会長・幹事長・事務局長あての「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」について、③12月17日に予定している文部科学省高等教育局長への要請について、それぞれ説明された、(いずれも第74巻第2号94頁に掲載).

続いて、宇佐美監事より、公務員獣医師の処遇改善事例として、茨城県において来年度4月から公務員獣医師の給与支給額が2~3万円の範囲で増額することが決定したことが報告された。

さらに、加地理事より、徳島県において令和3年4月1日より獣医療職の給与表が施行されることが報告され、公獣協として今後も獣医療職給与表の確立に尽力したいと述べられた。

質疑応答として、①地方獣医師会との連名での要請活動の現時点での実施数(取組状況)を確認願いたい、②公務員獣医師は全て6年制の卒業生となったが、学んだ年数に見合う高度専門職としての処遇ではない、③香川県では初任給調整手当が5万5,000円だが、年々逓減し、やがてなくなる、④同じ公務員獣医師という立場の中でも職種による格差がある状況等、深く掘り下げた内容で処遇改善の要請を徹底していただきたい旨の質疑、意見が出された。

これに対して、境副会長兼専務理事より、55会員の うち23地方獣医師会に要請活動を実施していただいた ことが報告され、茨城県のような処遇改善事例を明示 し、全国的な拡大に資するように、地方獣医師会におい ては引き続き協力賜りたい旨説明された。

6 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討 状況に関する件

境副会長兼専務理事より、①愛玩動物看護師法が令和4年5月1日に施行されるにあたり、本年中に4回にわたって検討会が開催されたこと、②愛玩動物の国家試験内容や必要な教養科目、受験資格等について検討を進めていること、③試験の実施機関は、酒井顧問が機構長を務める愛玩動物看護師統一認定機構がすでに指定試験機関とされており、大学・養成所における具体的な受講科目等については、別途ワーキングチームを設けて検討が行われること、④愛玩動物看護師に期待される役割が非常に多岐にわたることが説明された。

その後、酒井顧問より、令和5年の3月に第1回目の 国家試験を実施しなければならない日程であり、令和4 年の秋にも具体的取組みをスタートしなければならない こと、そして、一番大きな課題は現業者の救済であり、 現業者の受験に向けた講習会や予備試験等も必要とされ ることが説明された。さらに、検討をしていく上での今 後の課題として、①農林水産省と環境省との意見調整、 ②スケジュールの進行が遅いこと、③ワーキングチーム に臨床獣医師が一人もいないことを述べ、同検討委員会 に対して、十分に検討するよう強く希望された。

7 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義 務化に伴う指定登録機関の指定要件等に関する件

境副会長兼専務理事から、改正動物愛護管理法の施行が 令和4年6月1日であり、令和3年3月までには指定登 録機関の指定に関する省令が公布されて公募が開始、同 年6月までに審査が終わり、指定がなされるようなスケ ジュールで取り組んでいること、また、指定登録機関は複 数指定することができるが、本会としては日本獣医師会を 中心としたものになればと願っている旨が説明された。

中央環境審議会の動物愛護部会でも議論されているが、①登録関係事務はオンラインで行うこと、②使い勝手の良いシステムの構築、③個人情報保護など情報セキュリティの担保、④行政機関の適切な業務遂行、⑤マイクロチップの登録手数料の適切な収納といった体制整備が条件として示されており、日本獣医師会では、いずれの条件にも対応している旨説明された。また、⑤の登録手数料やマイクロチップの基準、装着証明書等の具体的な内容については、今後政省令で規定される。

質疑応答として、指定登録機関が複数の場合、登録情報等の共有化はどのようにするのか質疑があり、境副会長兼専務理事より各機関で登録された情報は、環境省が整備する共通データベースシステムに収集されることが回答された.

8 内閣府における地方分権改革への提案募集事項「家 畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間 獣医師による実施を可能とすること」に関する件

境副会長兼専務理事から、次のとおり説明がなされた. 豚熱 (CSF) やアフリカ豚熱 (ASF) の国内外におけるまん延を受けて、4月に家畜伝染病予防法が改正されたことにより、全ての農場に担当の獣医師を置くことになった (以下、「農場管理獣医師」という。). 農場管理獣医師は、役所関係、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所のみならず、税理士や弁護士等、幅広い関係組織との連携等の役割が求められる. 現在、獣医療法上広告ができない獣医師の専門性について、広範に活用していけるように、本会では専門獣医師協議会を設け、評価された研

修制度としての専門獣医師制度の確立と、最終的に専門 獣医師の称号を与えて広告できるような体制づくりに取 り組んでいる.

内閣府が地方分権改革の一環として実施している制度 改革の提案において、長野県ほか計6県から家畜伝染病 に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも 実施可能とする提案がなされた。その後、本案に賛同し た県などの17地方公共団体から発せられた追加提案の 結果、都道府県知事が付す一定条件のもと、家畜防疫員 以外の民間獣医師によるワクチン接種が認められること となった

質疑応答として、家畜防疫員という立場(職務)の取扱いについて質疑があり、境副会長兼専務理事から家畜防疫員は、①家畜伝染病予防法第6条に基づき予防注射を行うが、同法第53条に基づき都道府県職員でないといけないこと、②現状、都道府県職員でない場合は、臨時的に都道府県職員とした上で家畜防疫員に任命して予防的なワクチン接種を実施していること、③都道府県ごとに日当にはばらつきがあるが、その多くが1万2,980円しか支給されないこと、④家畜防疫員に任命されている間はほかの業務を並行して行うことが許されていないことなどが説明された。

続いて、本件は、地域における養豚農場の現状を踏まえながら、管理獣医師が担当する農場を責任をもって管理し、ワクチネーションを行うことが必要であり、家畜防疫員と農場管理獣医師の協力体制が大事である旨の意見が出された。加えて境副会長兼専務理事から、現状、一定の要件を満たす民間獣医師という方針であることから、今後、家畜保健衛生所から一定の基準を作る動きがあるのではないかと考えていると説明された。獣医師会において獣医師の管理の下でワクチン接種が正しく行われていく体制をしっかりと確立しなければ、獣医師の独占業務とされているワクチン接種業務が獣医師の診療行為から外されてしまう可能性もあることに留意しなければならない旨が補足説明された。

9 部会委員会に関する件

境副会長兼専務理事から、8月1日から10月31日までの開催内容として、学術・教育・研究委員会を9月29日に書面で開催、動物福祉・愛護委員会を9月25日に書面で開催、日本動物児童文学賞第二次審査委員会を8月26日にウェブ開催、日本獣医師会雑誌編集委員会を8月18日に書面開催と10月14日にウェブ併用対面開催したことが報告された。

佐藤理事より、学術・教育・研究委員会について、① 獣医学術学会年次大会の開催の在り方の検討、②獣医療 における認定専門獣医師制度の創設、③獣医学教育の整 備・充実に向けた支援の3つの課題に取り組んでいるこ と,特に①では,他の学会と異なり3分野(産業動物,小動物,公衆衛生)の学会が一堂に会して開催されることの意義が重要である旨が説明された.

続いて、佐伯理事から、①日本動物児童文学賞審査委員会と、②動物福祉・愛護委員会について次のとおり報告された。

まず、①については、139作品の応募があり、その中から2回の審査を経て大賞1作品、優秀賞2作品、奨励賞5作品が選ばれた(受賞作品は日獣会誌 第73巻11号に掲載).

②については、従来、災害動物医療研究会が行っていた講習会「VMAT養成講習会」を日本獣医師会で事業継承することが委員会で承認され、今後は小委員会を設けてカリキュラムや講習会内容の検討を行う。そして、改正動物愛護管理法における動物の適正な数値規制についての検討を行うとともに、中央環境審議会動物愛護部会でも獣医師会としての意見を引き続き述べていく。

10 「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」の設置に関す る件

境副会長兼専務理事から, 11月30日に開催された標 記委員会について次のとおり説明された.

国内での豚熱及びアジア各国でのアフリカ豚熱まん延を受けて、CSF 発生拡大の2年間の総括と防疫対応方針検討のためにこの委員会が設置された。同委員会における意見を取りまとめ、「豚熱(CSF)等の防疫措置について(要請)」として農林水産省消費・安全局長宛に発出する予定である。具体的には、①農場管理獣医師が各農場の衛生管理指導を一元管理(指導・支援)しやすいような体制の構築、②本会が整備する豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リストの活用、③家畜所有者と農場管理獣医師との自発的な契約で家畜防疫員に対し支払う対価を決定できるようにしてほしいこと、④野生動物対策を含めた防疫対策のためのOne Health の実施体制構築などを盛り込んでいる。

質疑応答として、①要請書において都道府県における One Health の実施体制構築の部分で家畜保健衛生所の 記載があるが、家畜を専門に所管している機関であり、 野生動物とは区分すべきとの意見が出された。これに対 し、境副会長兼専務理事から、獣医師は感染症及び防疫 対策の専門家であり、国民の期待が高まっている中で、 自らの感染防御と他の動物への感染防止を図った上で、 家畜にとどまらず愛玩動物や野生動物の感染症対策も実 施する体制の構築に取り組むことがわれわれ獣医師に求 められていると考えていることが説明された。

続いて、民間獣医師のワクチン接種への投与について 家畜防疫員に任命されて行うのか、準ずるような(臨時 的な)措置として行うのか質疑があり、境副会長兼専務 理事から、方針が決まった段階であり詳細については未 定だが、一定の要件との記載のとおり、県職員への臨時 的任用はせずに手伝う形をとれるような仕組みになると 考えている旨回答された.

11 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年1月末に予定していた本年度の学術学会年次大会の中止に伴う代替企画について、日本獣医師会が企画するオンラインセミナーを、2月20日からの毎週土曜日に6回にわたって配信し、事前登録すれば無料で視聴でき、講演要旨についてはダウンロードできるよう検討を進めている旨、説明された。

12 第 42 回アジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議 の報告及び第 22 回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大 会の開催に関する件

境副会長兼専務理事から、まず、第42回アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議について、10月15日、16日にウェブで開催され、主な議題としては、①会員資格の停止に関する定款・規程の修正、②新規に加入申請のあった3カ国(インド、キルギス、UAE)を正会員に、同じく民間企業のVNUを賛助会員にすること、③次回の代表者会議までに年会費の引き上げについて検討すること、④役員交代があり、新たな会長はマレーシアのクアザ・ニザムディン氏、副会長は前会長であるヘル・セティジャント氏と、本会藏内会長が任命され、藏内会長は次期会長となることが説明された。

次に,第22回アジア獣医師会連合(FAVA)大会について,①大会運営会社を(株)電通九州に決定したこと,②12月から年明けにかけて講演候補者の検討を進めるといった今後のスケジュール,③開催地である福岡県及び福岡市に共催をお願いし,金銭的・人的支援を賜りたいと考えている旨の説明がなされた。

13 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

境副会長兼専務理事から、令和2年9月1日以降同年 11月30日までの業務概況等おける各種会議等の開催状 況については、10月16日の全国獣医師会会長会議は書 面での開催となったが、多くの部会委員会もウェブを活 用して開催されたこと等が報告された.

14 そ の 他

(1) 国公立大学への入学に係る特別枠(地域枠)設定 の申入れに関する件

境副会長兼専務理事から、次のとおり説明された.

まず、文部科学省へ行った標記の要請は、全国農業共 済協会からの強い要望を受けて実施したもので、文部科 学省のみならず、個々の大学に対しても各農済団体が地 元の地方獣医師会に同行いただきながら要請活動を行っているところである.

一方、地方獣医師会からは、獣医学部への入学に高い学力を要することになっている状況下で本枠組みを設けることは学力の低い者へも門戸を広げることとなり、獣医師の社会的地位を低下させる旨の意見を頂戴した. しかし、本制度は、地域のトップレベルの高校の在学生や極めて成績優秀な者を推薦いただく一方、大学側も学力水準等において一定の条件の下で運用されおり、ご懸念には至らないことを理解いただきたい.

(2) 動物病院に勤務する従業員に対する共済制度等の 創設に係る件

境副会長兼専務理事より、次のとおり説明された.

傷害総合保険については、勤務時間中の事故やけが等は、同保険に加入すれば補償提供は可能である。従業員の医療保険については、個別の契約で医療保険(引受会社は SOMPO ひまわり生命)に加入いただき、契約者が法人や開設者、被保険者が動物看護師等の従業員全員となる。なお、個別契約なので、団体割引は受けることはできない。

(3) 愛玩動物看護師の有資格者が組織化した場合の対応について

境副会長兼専務理事より、次のとおり説明された.

愛玩動物看護師が国家資格化した際の所管省庁については、愛玩動物看護師法が農林水産省と環境省の共管法であることから、関係団体についても両省が共管することになる。また、現在、動物看護師により組織された(一社日本動物看護職協会が動物看護師への情報提供等に対応しているが、愛玩動物看護師の国家資格化及び社会進出等の推進についても従来同様支援いただきたい。

(4) 改正動物愛護管理法に伴うマイクロチップ事業に 関するスケジュール等について

境副会長兼専務理事より、令和4年6月1日施行に向けてのスケジュール等について次のとおり説明された。

~令和3年3月

指定登録機関の指定に関する省令公布及び公募 開始

~令和3年6月

指定登録機関の審査終了及び指定

~令和4年6月

情報登録システムの構築等準備

令和4年6月1日

改正動物愛護管理法 施行

また、犬の登録との一元化を考慮すると、地方自治体 市町村において狂犬病予防法の業務整理等が必要となる が、令和3年6月までに狂犬病予防注射関連事業に関す る省令が公布されるため、その内容を踏まえて指定登録 機関としての準備を進めたい。さらに日本獣医師会が指 定登録機関となった場合の地方獣医師会との連携体制の 構築についても併せて検討中であり、今後、地方獣医師 会との情報交換の場を設けたいと考えている。

(5) 災害発生時の被災地における獣医療の提供等について

理事からの平成30年度第4回理事会での要望について、境副会長兼専務理事より、次のとおり説明された。

令和2年5月に、令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」が公表されたが、災害に関連する事項の記載はない、理由としては、農業保険法や動物の愛護及び管理に関する法律など、災害発生時のペットや家畜等に関する事項は別の法律で規定されているためである。

(6) 地方獣医師会と都道府県等の間で締結される災害 時の動物救護に関する協定について

前項同様,理事からの質疑について,境副会長兼専務 理事より,次のとおり説明された.

災害対策基本法において、活動経費の費用負担についてきちんと規定されている。これを踏まえて、平成30年に開催した動物福祉・愛護委員会にて災害時動物救護の地域活動ガイドラインを作成・公表しており、その中でも、動物救護活動に要した費用は自治体により弁償されるよう規定すべき旨記載している。同ガイドラインを参考に、担当の都道府県または市町村と本協定の締結・見直しについて要請していただきたい。

日本獣医師会でも被災動物の救護の支援金を設け、本協定で対応できない部分については保管する支援業務を行っているが、本来、動物の救護活動等については、都道府県や市町村で設けられている予算措置で対応すべきであり、本協定に規定するようお願いしたい。

質疑応答として,災害時の獣医師の動物救護活動について,協定の締結等,各地区の実情に関する質疑があり,佐伯理事より次の回答がなされた.

費用弁済については、大阪府でも協定を結んでいるが 財源が募金等になっているため、予算措置があるわけで はなく、群馬県のような費用弁済まで含めた協定を締結 している事例は、非常に少ないのが現状である.

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日

程について説明がなされた.

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境連盟会計責任者から、次のとおり報告がなされた. 来年は衆議院選挙、再来年は参議院選挙を控えており、関係団体等から推薦の依頼があった際は、日本獣医師連盟で推薦等を検討したい.

連盟の今後の対応として、総会を来年2月頃に書面で 開催すること、3月末までに選挙管理委員会へ決算を報 告する必要があること、来年は役員改選があるため、来年3月には連盟役員の推薦依頼をお願いする予定であること、新役員の活動は来年の7月1日からであることが説明された。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑 な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から 閉会が告げられた。